

## 漁業災害補償関係業務の貸付動向と今後の見通しについて

### 1. 検討の経緯

- (1) 漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、中小漁業者の不慮の災害による漁獲金額の減少、養殖生物、養殖施設及び漁具等の損失を、漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」という。）が行う共済事業及び再共済事業並びに政府が行う保険事業により補填すること等により、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定に資することを目的としている。
- (2) (独) 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の漁業災害補償関係業務は、漁業災害補償制度との関係では、漁業共済団体が共済金・再共済金の支払原資を民間金融機関から円滑に調達することが困難な場合に、その支払原資を貸し付けることによってセーフティネットとしての役割を果たしている。
- (3) 漁業共済団体への貸付けについては、主に再共済金の支払原資のための全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）への貸付けであるが、近年減少傾向で推移してきたことから、その要因と今後の見通しについて分析を行った。

### 2. 漁業共済事業の加入状況及び漁済連の累積収支

漁業共済団体の共済事業の加入実績である共済加入金額は、増加傾向にある（図 1）。特に、平成 23 年度から漁業共済の仕組みを活用した国の漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）が実施され、漁業共済への実質加入が利用の要件の一つとされたことや共済掛金の追加補助が手当されたこと、漁業共済団体は JF グループ等との連携を図りながら加入推進運動を展開していることから、令和元年度の共済加入実績は過去最高の 7,207 億円となっている（加入率 85%：漁済連調べ）。

そのため、漁済連の累積収支は改善し、財務基盤の安定化が図られてきた（図 2）ところである。

※ 加入率：漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済の加入者の共済限度額／対象金額で算出。

図1 加入実績の推移

単位: 百万円

共済加入金額

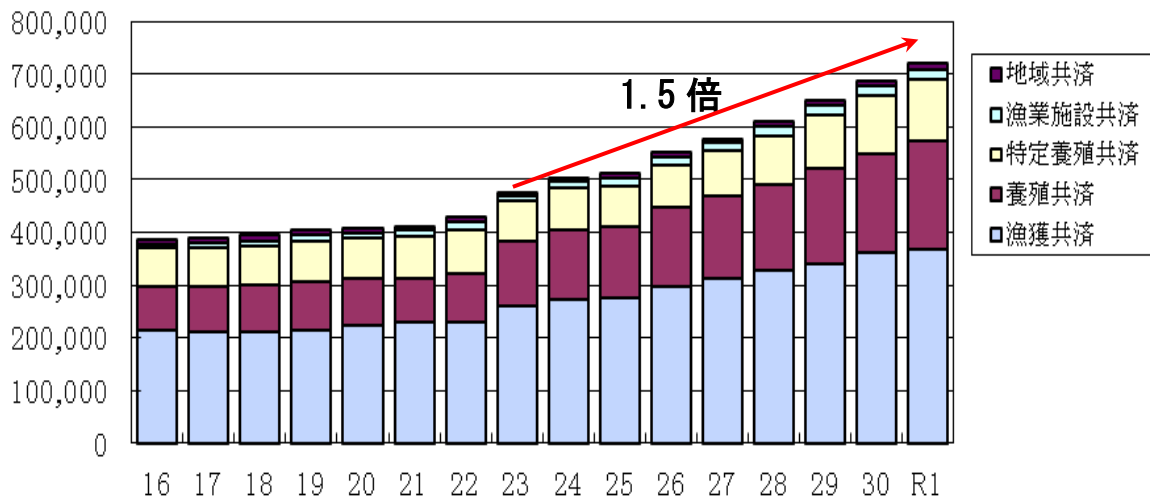
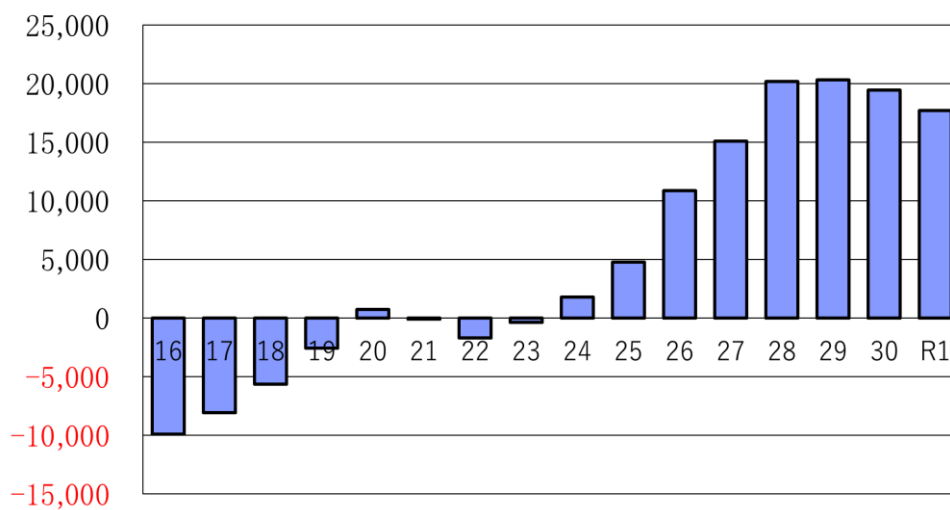


図2 漁済連の累積収支の推移

漁済連の累積収支



### 3. 漁済連の累積収支と信用基金の貸付け状況

漁業共済の支払共済金額は、各年度の変動が大きくなっている（図4）。

一方、信用基金の漁済連への貸付額は、2. で整理したとおり、漁済連の累積収支が改善し、財務基盤の安定化が図られてきたことから（図3）、平成23年度に東日本大震災による支払共済金額の増加等に伴い172億円となった後、減少傾向にあり（図4）、平成27年度以降、令和元年度までは貸付額は発生していない（図3及び図4）。

しかし、平成23年度に多額の共済金額の支払が発生した際に、信用基金の貸付も172億円に及んだように、支払共済金額が漁済連の対応できる金額を越えた場合には信用基金の貸付の発生が見込まれる。現に、令和2年度には、前年度のサンマ、カツオ、サケなどの不漁が重なった影響から、久しぶりに信用基金による貸付が発生した。

図3 漁済連の累積収支及び貸付額の推移

単位：百万円

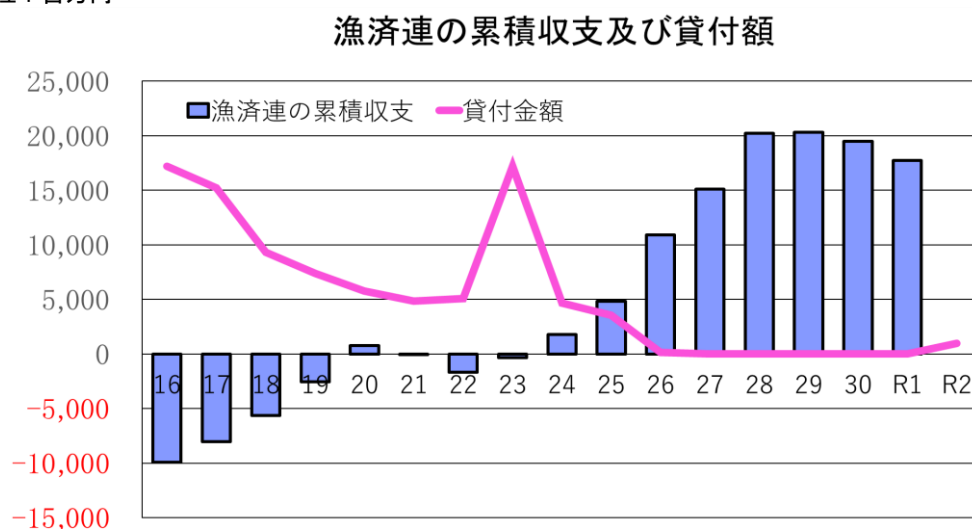
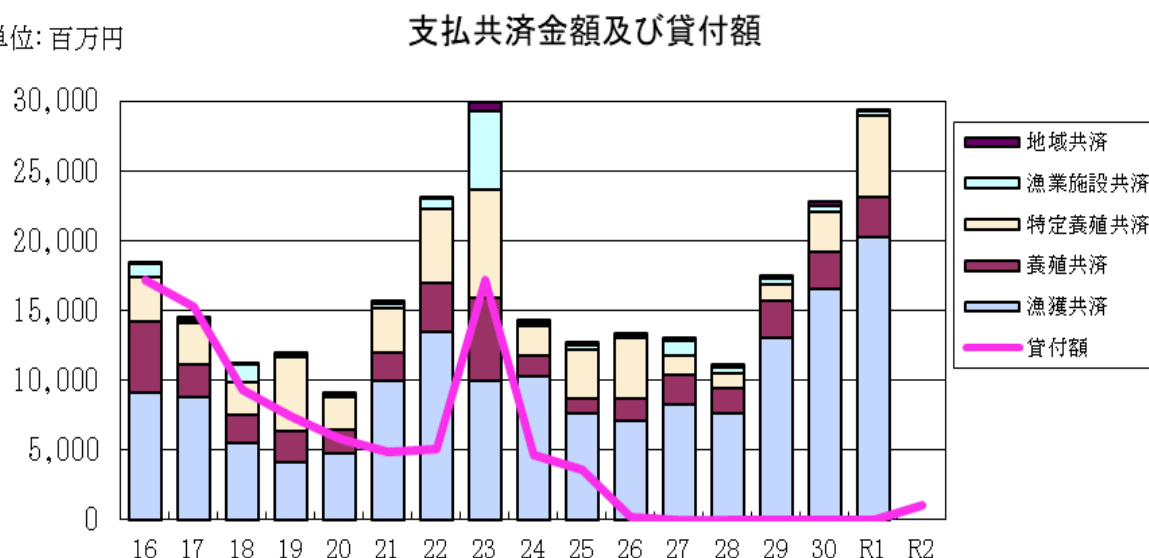


図4 支払共済金額及び貸付額の推移

単位: 百万円



#### 4. 今後の見通し

今後、多くの魚種における不漁に加え、魚価の上昇も期待できない状況が継続することが見込まれ、状況によっては支払共済金額が漁済連の対応できる金額を越える状態が継続することも考えられることから、信用基金としては、漁済連に対する再共済金の支払原資の貸付けが一定期間続くことを想定しておくことが適当と考えられる。

その際、信用基金としては、現在は貸付原資を十分に確保しておくため約 50 億円を手元現金としているが、今後については、支払共済金額の動向及び漁済連の収支動向を注視しつつ、漁業共済団体の共済金・再共済金の支払原資を貸し付けるというセーフティネットとしての役割を果たすため、どの程度の手元資金を確保しておくことが必要か、また、漁業災害補償関係業務の収支改善を図る観点から、年度内のどの時期に、どの程度を運用することとするのか、そのバランスについて検討していく必要がある。